

様式 1

事業番号	460000088
------	-----------

令和 6 年 12 月 3 日

関東運輸局長 殿

住 所 東京都江東区新木場 3-7-2
氏名又は名称 株式会社ギンテック
代表者の氏名 代表取締役社長 永井 寛樹
電 話 番 号 03 - 6457 - 0200

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第 2 条の 2 の規定に基づき届出いたします。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所 東京都江東区新木場 3-7-2
氏名又は名称 株式会社ギンテック
代表者の氏名 代表取締役社長 永井 寛樹
- 事業の種別
一般貨物自動車運送事業
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 ☒距離制運賃 ☒時間制運賃
新) 運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和 6 年国土
料金の額 交通省告示第 209 号）のとおり
(適用) ☐北海道 ☐東北 ☒関東 ☐北陸信越 ☐中部
☐近畿 ☐中国 ☐四国 ☐九州 ☐沖縄
適用方法 別添 1 のとおり

旧) ☒H 2 公示運賃 ☐H 6 公示運賃 ☐H 9 公示運賃 ☒H 1 1 公示運賃
☐その他（別添 3 のとおり）
- 実施日
令和 6 年 12 月 1 日より実施

I 距離制運賃表

関東運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240
40km	21,550	24,890	32,200	41,320
50km	23,480	27,130	35,250	45,400
60km	25,400	29,360	38,300	49,480
70km	27,320	31,590	41,340	53,570
80km	29,240	33,830	44,390	57,650
90km	31,160	36,060	47,440	61,730
100km	33,080	38,290	50,480	65,810
110km	35,010	40,500	53,450	69,770
120km	36,930	42,710	56,410	73,720
130km	38,850	44,920	59,370	77,680
140km	40,770	47,120	62,330	81,640
150km	42,690	49,330	65,300	85,590
160km	44,620	51,540	68,260	89,550
170km	46,540	53,740	71,220	93,500
180km	48,460	55,950	74,190	97,460
190km	50,380	58,160	77,150	101,420
200km	52,300	60,360	80,110	105,370
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,830	4,380	5,850	7,800
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,580	10,950	14,620	19,490

Ⅱ 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
			沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
			九州	20,260	24,440	32,320	41,820
			沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830
加 算 額	基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに		北海道	350	410	630	930
			東北	340	410	630	920
			関東	350	410	630	930
			北陸信越	340	410	630	920
			中部	340	410	630	920
			近畿	340	410	630	920
			中国	340	410	630	920
			四国	340	410	630	920
			九州	340	400	630	920
			沖縄	340	410	630	920
	基礎作業時間を超える場 合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であっ て、午前から午後にあたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算す る。)		北海道	2,790	2,930	3,150	3,700
			東北	2,780	2,910	3,130	3,680
			関東	3,710	3,890	4,180	4,920
			北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970
			中部	3,310	3,480	3,740	4,400
			近畿	3,430	3,600	3,870	4,550
			中国	3,060	3,210	3,450	4,060
			四国	2,890	3,030	3,260	3,830
			九州	2,940	3,090	3,320	3,900
			沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380

貸切運賃料金適用方

株式会社ギンテック

I. 距離制運賃料金適用方

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両 1 車 1 回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が 2 両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは 2 両以上の車両を 1 車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を 1 車として計算します。
(3) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（以下「基準運賃」といいます。）の上下それぞれ 10%の範囲内で計算します。なお、運送距離が 200km までの場合、10km に満たない走行キロは 10km に切り上げて計算します。同様に、運送距離が 200km を超えて 500km までの場合、20km に満たない走行キロは 20km に、運送距離が 500km を超える場合、50km に満たない走行キロは 50km に切り上げて計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ 10%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が 10,000 円未満のときは、100 円未満の端数は 100 円に切り上げます。
(2) 計算した金額が 10,000 円を超えるときは、500 円未満の端数は 500 円に、500 円を超え、1,000 円未満の端数は 1,000 円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(個建契約運賃)

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限り、なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ①単一品目であること

②荷姿が一定していること

③1個の重量又は容積が一定していること

④十分なリードタイムが確保されること

(2) {車種別のキロ程に応じた距離制運賃及びこれらの運賃に付随する料金}

÷{(最大積載個数又は重量)×基準積載率(70%)}

(速達割増等)

9. 次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、基準運賃に以下の割増率を乗じた金額を加算します。

(1) 有料道路の利用、労働基準法、改善基準告示、道路交通法等の関係法令の遵守を前提として、通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望する場合

2割

(2) 有料道路の利用が認められない運送を希望する場合 2割

この場合、有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃を基準運賃とします。

(割引運賃)

10. 積み合わせを前提とし、積み合わせにかかる充分なリードタイムが確保される場合、基準運賃に1割を乗じた金額を減算します。

(特殊車両割増)

11. 所定の特殊車両を使用した場合は、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額(その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額)を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

(休日割増)

12. 日曜祝日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

13. 深夜・早朝割増の適用時間（午後 10 時から午前 5 時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(品目別割増)

14. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1 車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

15. 貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

(悪路割増)

16. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

(冬期割増)

17. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(地区割増料)

18. 貨物の発地又は着地が、別途定める区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(長期契約割引)

19. 3 ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り、）により、継続かつ反復して運送される貨物（1 回の運送距離が 200km を超えるものに限り、）については、基準運賃に対して 15% 以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

20. 1 個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ 100km 以上の運送に限ります。）を行う場合であって、次の（１）又は（２）に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ 20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
- （１）往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
 - （２）往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(待機時間料)

21. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により発地又は着地において待機した時間（荷主による積込み・取卸しの時間を含みます）が各 30 分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1 回の運送において 2 箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれの時間について合算するものとします。
- また、待機時間料及び次項の積込料・取卸料が適用される時間の合計が 2 時間を超える部分については、割増しによる所定の待機時間料を収受します。

(積込料・取卸料)

22. 積込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料・取卸料については、所定の積込料・取卸料を収受します。但し、安全対策を施した積込み、取卸しなど、品目や業種などの特性上やむを得ない事情がある場合においては適用しないことがあります。また、積込料・取卸料及び前項の待機時間料が適用される時間の合計が 2 時間を超える部分については、割増しによる所定の積込料・取卸料を収受します。

(附帯業務料)

23. 品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。

(利用運送手数料)

24. 他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合は、当該運送事業者の手配までに要した回数について、所定の利用運送手数料を収受します。なお、特別な手配を要する利用運送を行う場合は、別途見積もった手数料を収受します。

(燃料サーチャージ)

25. 調達する燃料費が基準価格を超えるときは、所定の燃料サーチャージを収受します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

26. （１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- （２）前号により計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円単位に四捨五

入します。

(有料道路利用料)

27. 有料道路利用を利用した区間の料金を運賃とは別に収受します。

(実費)

28. フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送に伴う施設使用料等その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

(計算の順序)

29. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ②割増率及び割引率の適用の計算
- ③上下それぞれ 10%幅の適用計算
- ④ 5 による運賃の端数処理
- ⑤諸料金（端数処理を含む。）の計算
- ⑥26 による加算の計算
- ⑦有料道路利用料、実費の計算

(中止手数料)

30. 荷主の責により、運送の中止が生じた場合（荷主が責任を負わない事由を除く）の中止手数料は、次に定めるとおり収受します。

- ①集貨予定日時の 3 日前までに運送の中止をしたとき 収受しません
- ②集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金（22～23、25 及び 27～28 を除く。以下同じ）の 20%以内
- ③集貨予定日時の前日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の 30%以内
- ④集貨予定日時の当日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の 50%以内

(その他)

31. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

Ⅱ．時間制運賃料金適用方

（運賃料金計算の基本）

- 1．この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
- 2．この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

（走行キロ及び時間の計算）

- 3．走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでに行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

（従業員）

- 4．運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

（距離制運賃料金適用方の準用）

- 5．距離制運賃料金適用方の1（適用する運送）、2（特殊運賃との関係）、4（運賃計算の方法）、5（端数の処理）、7（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、8（個建契約運賃）、9から17まで（速達割増等、割引運賃、特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増）、22から30まで（積込料・取卸料、附帯業務料、利用運送手数料、燃料サーチャージ、消費税及び地方消費税の加算方法、有料道路利用料、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。この場合、8（個建契約運賃）における「車種別のキロ程に応じた距離制運賃」は「車種別の時間制運賃」と読み替えます。

○運賃割増率

1. 品目割増

項目	内訳	割増率
易 損 品	1. レントゲン機械，電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮，みこし，仏壇，神仏像 3. ピアノ，その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危 険 品	1. 高圧ガス保安法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については，5割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物，生きた動物，鮮魚介類	2割
	2. 屍 体	5割
汚 わ い 品	生さなぎ，骨の類，ぼうこう，あま皮，うろこ，内臓，塵芥等の廃棄物，し尿	4割
貴重品，高価品	貨幣，証券類，貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその長さの1割を加えたもの，重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。

3. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3割
---	----

4. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日	2割
	至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・下呂市・郡上市		

5. 地区割増料

地 域 \ 車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
東京都特別区、大阪市	935 円	1,185 円	1,605 円	2,040 円
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	545 円	745 円	1,040 円	1,355 円

※小型車は「2t 車まで」、中型車は「6 t 車まで」、大型車は「14 t 車まで」、トレーラーは「20 t 車まで」の各「上限値・下限値（H11 年）の平均値」を算出

○ I. 距離制運賃料金適用方 11. 特殊車両割増の別表

※告示に規定される車両以外の特殊車両に係る割増率は、下表のとおりとします。

特 殊 車 両	割増率
冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車またはトレーラー車の 2 割
海上コンテナ輸送	トレーラー車の 4 割
セメントバルク車	大型車またはトレーラー車の 2 割

ダンプ車	大型車の 2 割
コンクリートミキサー車	大型車の 2 割
タンク車 石油製品輸送車	大型車またはトレーラー車の 3 割
化成品輸送車	大型車またはトレーラー車の 4 割
高圧ガス輸送車	大型車またはトレーラー車の 5 割以上